

A & B 慰謝料鑑定離婚相談室 ver1.08

発行者/著作権者 : (株)赤井事務所

URL : <http://www.akai-web.com/>

e-mail : info@akai-web.com

TEL : 072-873-1995(大阪)

042-382-0575(東京)

この文書に掲載されたすべての内容について、無断転載、複製、
複写、盗用を禁じます。

この文書は 一般的なパソコンの解像度(1024×768)に
最適化された表示サイズとなっています。
お使いの環境に応じて Adobe Reader の表示倍率設定を
調整していただければ さらに読みやすくなります。

『10倍得する離婚の知識』

このたびは『10倍得する離婚の知識』をお読みいただき、ありがとうございます。この e-BOOK では、離婚に関する基礎用語をはじめ、慰謝料・養育費の知識、そして探偵に調査を依頼する時の必須ポイントまで幅広く紹介しています。

長びく不況に加えて、離婚件数が過去最高ペースを更新している現在、「離婚」という言葉も他人ごとではなくなりつつあります。しかし一方で、離婚についての正確な情報や知識が、あまり広く伝わっていないようにも感じます。

探偵として色々な人から離婚に関する相談を受けていても、「これさえ最初から知っていれば有利に調停を進められたのに」と思うことがあります。また、離婚についての情報が足りなかったばかりに、夫から暴力を振るわれても泣き寝入りしたり、悪徳な調査業者に大金をだまし取られたりする人もいます。

ここで紹介する知識はどれも基本的なことです、しっかり頭に入れておけば、いつか役に立ってくれるかもしれません。いざという時の自己防衛のために、この e-BOOK が少しでも貢献できることを願っています。

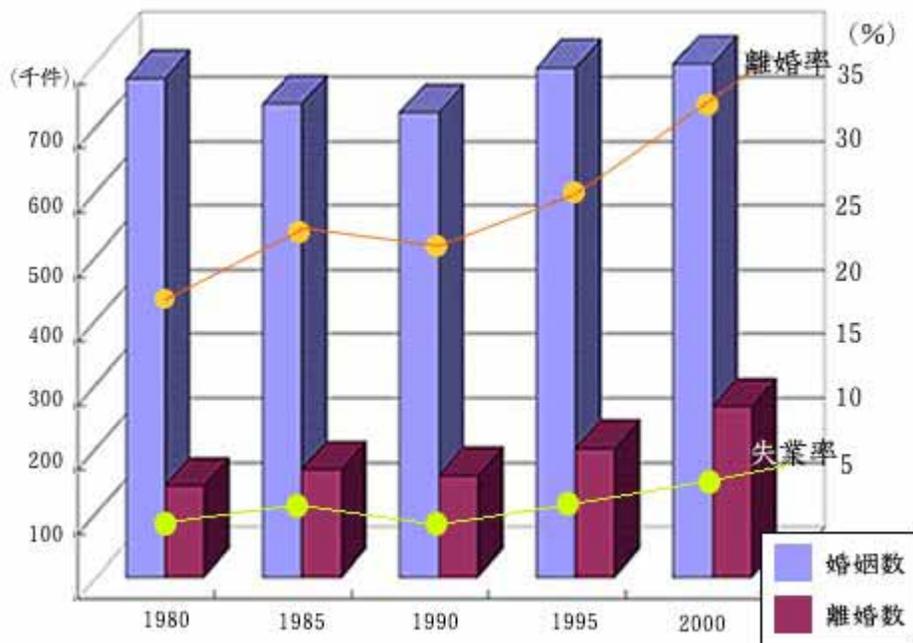
日本の離婚事情

日本ではどれだけのカップルが結婚して、どれだけが離婚しているのか？ 離婚原因の第一位は？ ちゃんと離婚後にお金はもらえるの？ そんな疑問にデータで答えます。

増え続ける離婚率

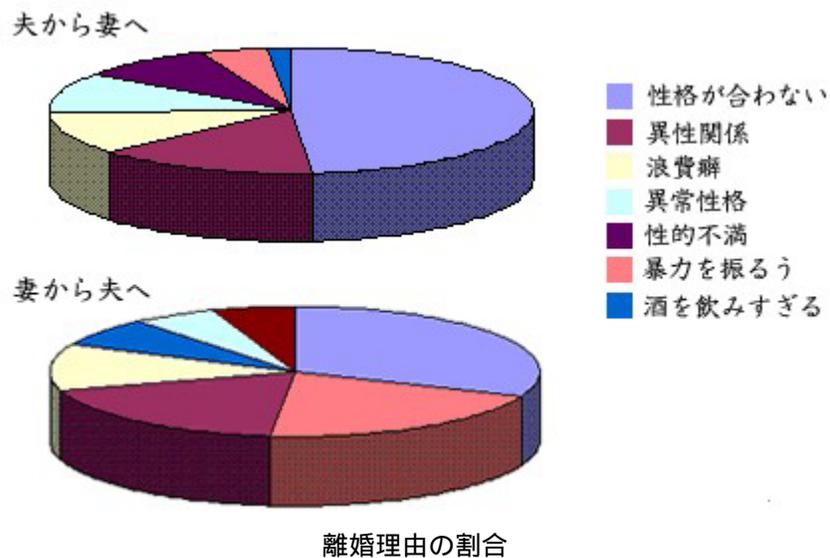
まずは、ここ20年あまりの婚姻数・離婚数を見てみましょう。グラフには失業率もおまけに付けておきました。グラフを見ると婚姻数は増えたり減ったりしている一方で、離婚数は増えているのが分かります。各年の婚姻数と離婚数をくらべると平成12年の離婚率は約33%で、単純に考えればカップル3組あたりに1組が離婚している計算となります。

ここ20年どころか戦後まもなくから一貫して離婚は増えていますが、まだバブル景気の余韻が残る平成2年(1990年)には離婚数が少し減っています。そして最近の長引く不況で失業率が上昇すると、それに伴って離婚数も増えてきています。不況の中で伸び悩む婚姻数を尻目に増え続ける離婚数・離婚率。やはり結婚生活には「愛」も大事ですが「お金」も必要だということをデータが物語っているように見えます。



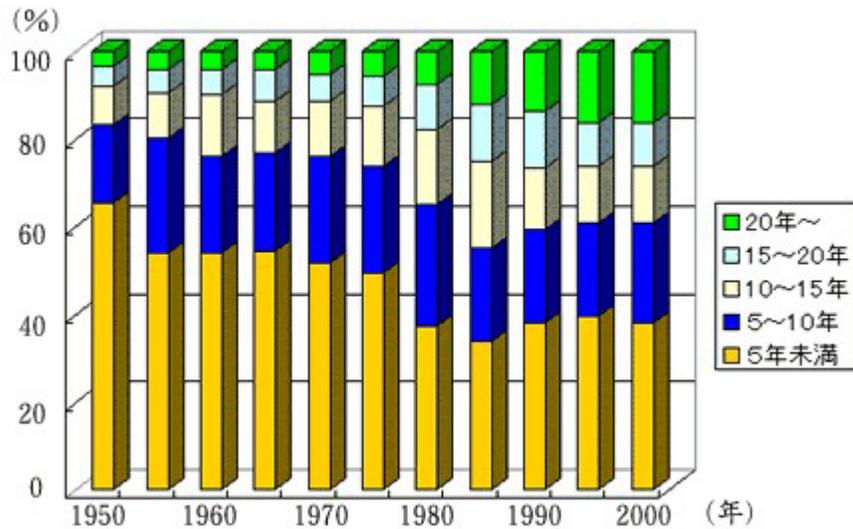
離婚理由のトップは「性格の不一致」

裁判所の『司法統計年報 平成13年度版』によれば、離婚申立ての動機別順位（つまり離婚を考えた理由）でもっとも多いのは夫婦ともに「性格が合わない」で、全体の半分から3分の1を占めています。それに次ぐ理由の2位と3位は、妻からの場合「夫の暴力」「夫の異性関係」が続き、夫からの場合「妻の異性関係」「妻の浪費」が続いています。このデータを見て、身につまされる人も多いのではないのでしょうか。



増えてきた熟年離婚

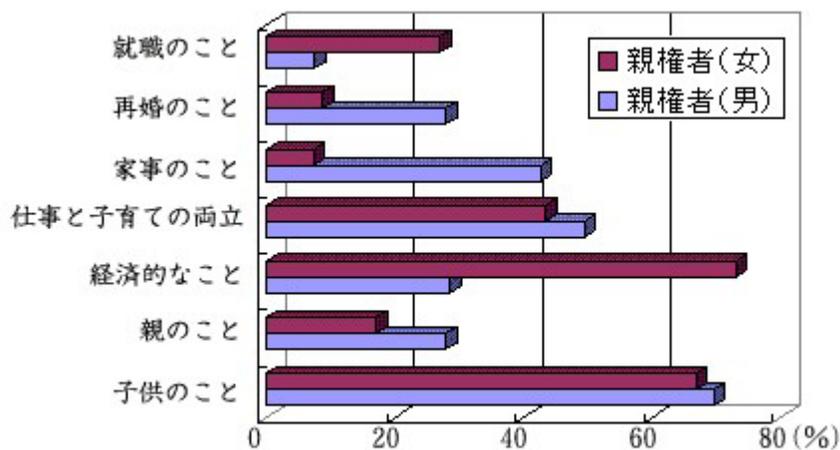
ここでは離婚に至るまでの同居年数を取り上げ、終戦後の昭和25年から現代まで比較してみます。どの時代でもいちばん多いのは結婚5年以内の離婚です。しかし近年の離婚の特徴としては、結婚後20年後以降のいわゆる「熟年離婚」が増えてきているという点があります。子供たちも独立して、そろそろ自分も「ひとりの女」として第2の人生を歩みたい。妻の方にはそんな気持ちもあるのでしょうか。条件がそろえば夫の退職金まで財産分与の対象となるケースもあり、仕事ひと筋にがんばってきた現代のお父さんにとっては気の休まらない話かもしれません。



離婚者中の同居年数に関する割合

離婚後の心配事は「子供」と「経済」

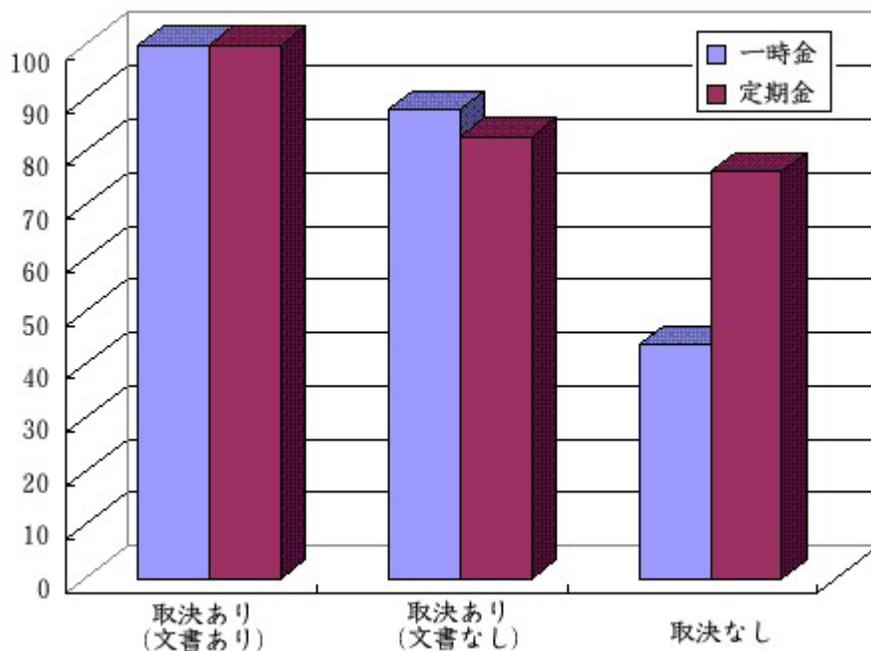
離婚によって生じた悩みを男女別に見てみますと、ともに「子供のこと」が非常に多くなっています。女性の場合はさらに多いのが経済的な悩み。「就職のこと」も経済的な悩みと考えられますので、その割合の多さは男性とくらべても圧倒的です。逆に、男性で目立って多いのが「家事」の悩みです。親のこと、家事のこと、再婚のこと、という悩みが上位にくるあたりからも、男性は経済的な面でこそ自立しているものの自分ひとりでは生活することが難しいという一面を物語っているようです。これから離婚を真剣に考えている人には申し訳ないですが、やはり夫が外で経済活動をして給料を得て、妻が生活面を切り盛りするという昔ながらの夫婦スタイルは非常に合理的といえるのかもしれません。



離婚によって生じた悩み

金銭支払いの取り決めは文書で残す方がお得

離婚する時には多くの場合、夫婦の一方からもう一方へ(普通は夫から妻へ)金銭が支払われます。これら金銭のうち、短期間にまとめて支払われる財産分与・慰謝料などを「一時金」、そして定期的に支払われる養育費などを「定期金」といいます。親権者(女性)について統計データを見てみると、支払いについての取り決めをして、なおかつ文書で残している人がもっとも多額の金銭を受け取っています。やはり文書つき取り決めの効果は高いようです。その反面、取り決めなしで離婚した女性の場合、金銭の受取額がとても低くなっています。取り決めも文書もあるケースと金額をくらべると、下にあるグラフのとおり「一時金」では半分以下、「定期金」でも8割以下しかもらっておらず、取り決めせずに離婚してしまった女性は経済的にも損をしていることになります。離婚は人生でもめったにないイベントですので色々と気が回らないこともあると思いますが、きちんと話し合っ取り決めをしておいた方が離婚後の生活にとってもプラスになるということがお分かりいただけるでしょう。



5分でわかる離婚用語

離婚の形式

用語	意味
協議離婚	夫婦間の話し合いで決まる離婚。役場に離婚届を出すだけで、もっとも手続きが簡単。
調停離婚	夫婦だけでの話し合いがまとまらなければ、調停委員をまじえた話し合いが家庭裁判所でおこなわれる。ここで夫婦の意見がまとまれば調停離婚。
審判離婚	調停がうまくいかなくても家庭裁判所が離婚すべきだと判断する場合がある。これに異議がなければ審判離婚になる。しかし審判がくだされる数はとても少ない。
裁判離婚	協議も調停もうまくいかない時は、地方裁判所で離婚裁判を起こすことができる。ここで離婚を認める判決が出れば裁判離婚になる。

ヒト(人)

用語	意味
探偵	浮気の証拠の撮影、浮気相手の詳細を調査してくれる、証拠集めの専門家。
弁護士	離婚に関する相談を受けてくれたり面倒な手続きを代行してくれたりする法律知識の専門家。
調停委員	夫婦関係についての知識が深い学識経験者や弁護士。離婚調停の時にお世話になる。

モノ(物)

用語	意味
離婚届	協議離婚の時に役場へ提出する書類。これが受理されれば離婚成立。協議以外(調停や裁判)で離婚が決まった場合には、それらの証明も添えて提出する。

公正証書	どんな内容の文書でも、公正証書にしておけば裁判の判決と同じ効力を持つようになる。各地の公証役場にいけば作成してくれる。
------	---

カネ（金）

用語	意味
慰謝料	夫や妻の浮気などで精神的な苦痛を受けた時の損害賠償。
財産分与	夫婦がそれまでの生活で一緒に得てきた財産を、離婚の時に分け合うこと。
養育費	離婚した時に未成年の子供がいる場合、その子供がひとり立ちするまでに必要な生活費や教育費。

その他

用語	意味
親権	子供の世話をしたり財産を管理したりする権利。普通は両親のどちらかが取得するが、親権がなくても親としての権利・義務を失うわけではない。
家庭裁判所	離婚の調停や審判をおこなう場所。離婚するための場所というよりも、むしろ夫婦の関係をスムーズにする手伝いをしてくれるところ。
地方裁判所	離婚の争いが最後までもつれた時に提訴する場所。判決を出すだけでなく、和解を勧めてくれることもある。

離婚の基礎知識

離婚の種類と手続き

協議離婚

どんな離婚？

夫婦お互いの話し合いで決定するのが協議離婚で、離婚全体の9割にもなります。家庭裁判所などでの特別な手続きも必要なく、形式がととのった離婚届を役所に提出して受理されれば離婚成立となります。

流れと手続き



どこに届け出るの？

届け出の窓口は夫婦の本籍地か、離婚届を出す時点での夫婦いずれかの所在地の市区町村役場の戸籍係に届け出ます。

必要な書類や費用は？

離婚届に戸籍謄本の添付が必要です（本籍地以外に提出の場合）。弁護士に相談したり公正証書を作成したりすればその分の費用がかかりますが、そうでなければ戸籍謄本の費用くらいです。この他、離婚届には夫婦の署名・捺印以外にも親権者の指定と、成人の証人2名による署名・捺印がなければなりません。

離婚届を出す前に気が変わったら

署名・捺印をした離婚届を相手に渡してから気が変わるケースもあるでしょう。こんな場合には「不受理申出書」というものを役所に提出しておきます。あくまで離婚は夫婦同意の上で成立するものですから、どちらか一方から不受理申出書が出されていれば離婚届は受理されません。ただし申出書の効力は6ヶ月間ですので、離婚の意志がなくなっている限りは6ヶ月おきに提出し続ける必要があります。いったん離婚届が受理されてしまうと家庭裁判所へ離婚届無効の調停を申立てないといけませんので、すぐにでも相手から届けが出されそうだと思ったら早めに不受理申出書を出しておきましょう。

相手が勝手に離婚届を出しそうなら

いつの間にか相手から勝手に離婚届が出されていて、気が付いたら「離婚」になっていたという場合もあります。役場の戸籍係が離婚届を受理するかどうかを決める基準は「書類に不備がないかどうか」という点だけなので、こういことが起こってしまう訳です。相手が勝手に離婚届を出してしまいそうな気配があれば、やはりこちらから先に不受理申出書を役所に提出しておきます。

合意内容は必ず文書で

慰謝料や養育費の支払いなどは話し合いの時に決めつつも、後になってから支払いが遅れたり、または全く支払われなくなったりすることもよくあります。口約束だけでは後から「そんな約束はしていない」と言われれば終わりですから、ちゃんとした文書として合意内容を残しておかないといけません。最低でも署名・捺印をした念書を、そしてできれば公正証書を作成しておけば相手の支払い拒否に対抗する手段になります。

公正証書の威力

離婚する時の協議内容を文書に残しておく場合でも、念書だけなら裁判を起さないと不払いの相手に強制執行することができません。それに対して、各地の公証人役場で作成してもらえる「公正証書」は裁判所の判決と同じ効力を持っていますので、ただちに相手の財産に対して強制執行ができます。公証人役場に夫婦で出頭することが必要ですが、裁判とくらべても手間と費用がずっと少なくて済みますので協議離婚の際には特にお勧めです。

協議がまとまらなければ

夫婦だけでの話し合いがうまくまとまらなければ、家庭裁判所に調停を申し出ることができます。どうしても離婚したいからといって、調停を飛ばしていきなり裁判を開始することはできません(調停前置主義といえます)。

調停離婚

どんな離婚？

夫婦だけの話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所という第三者に関わってもらい、夫婦間の意見調整をスムーズにするための「調停」を行うことになります。調停には、家事審判官と呼ばれる裁判官1名+家事調停委員2名が関わります。ここで合意すれば「調停調書」が作成され、この謄本を添えて離婚届を提出することになります。

流れと手続き



どこに届け出るの？

調停を申し立てるのは、原則として相手方の住所地にある家庭裁判所です。この他、夫婦の合意があれば別途指定した家庭裁判所でも調停をおこなうことができます。

必要な書類や費用は？

家庭裁判所に置いてある夫婦関係調停申立書（無料）と、戸籍謄本の提出が必要になります。申立費用は裁判所によって若干異なりますが、収入印紙代900円と切手代800円程度、あとは戸籍謄本の取得費用だけです。弁護士に相談したり、探偵に浮気の証拠取得を依頼した場合は別途費用がかかります。

相手が勝手に離婚届を出しそうなら

いつの間にか相手から勝手に離婚届が出されていて、気が付いたら「離婚」になっていたという場合もあります。役場の戸籍係が離婚届を受理するかどうかを決めるのは「書類に不備がないかどうか」ですので、こういうことが起こってしまう訳です。相手が勝手に離婚届を出してしまいそうな気配があれば、やはりこちらから先に不受理申出書を役所に提出しておきます。

調停が成立しないケース

調停は通常、約半年のあいだに5～6回おこなわれますが、いつまでも合意にいたらない場合は調停不成立となります。また、調停を申し立てられた相手がどうしても期日に出頭してこない場合には調停不成立となります。この他、離婚そのものについては調停で合意ができたが慰謝料や親権について合意ができなかった場合にも調停不成立となります。調停が不成立になったら地方裁判所へ提訴して、裁判で争うこととなります。

審判離婚

どんな離婚？

離婚調停が不調に終わりそうな場合に、家庭裁判所が独自の判断で離婚を決めることを「審判離婚」とよびます。調停離婚の延長線上にあるといえるわけです。審判が下されてから二週間は異議申立期間となり、この期間中にどちらか一方から異議があれば審判は効果を失い、離婚をめぐる争いの場は裁判所へ移ることになります。異議があれば効力を失うということで審判がくだされる数は非常に少なく、年間わずか100件程度といわれています。

流れと手続き



どこに届け出るの？

調停の延長線上にありますので、調停の届け出さえしてあれば別途届け出や費用は必要ありません。審判確定後の離婚届などは、本籍地か住所地にある役場に提出します（本籍地以外に出す場合は戸籍謄本の添付が必要）。

審判が不服だと思ったら

家庭裁判所からくだされた審判に異議がある場合は、「審判に対する異議申立書」に審判書の謄本を添えて、審判をくだした家庭裁判所に提出すればその審判を無効にすることができます。これにより、調停不成立の場合と同じく離婚に関する争いの場は地方裁判所に移ります。

裁判離婚

どんな離婚？

調停が不調に終わったり、または裁判所がくださった審判に異議申立があった場合には家庭裁判所ではなく地方裁判所で裁判が行われます。プライバシー保護のため密室でおこなわれていた調停とは違い、裁判では公の場でお互いの非を責め合わなければなりません。このような精神的重圧や、弁護士費用などの経済的負担、さらに色々と面倒な手間もかかるため、離婚の争いが裁判までもつれ込むケースは全体の1%程度だといわれています。ここで離婚を認める判決が確定すれば裁判離婚が成立します。

流れと手続き



どこに届け出るの？

離婚訴訟を起こす裁判所の決め方は少し複雑です。

夫婦の同居・別居状況	裁判所
同居	その住所地の管轄裁判所
別居 夫婦のいずれかが、同居時と同じ裁判所の管轄内に居住している場合	その住所地（同居時の住所）の管轄裁判所

別居 夫婦二人とも、同居時と同じ裁判所の管轄内に居住していない場合	どちらか一方の住所地の管轄裁判所
--	------------------

必要な書類や費用は？

調停を経ないといきなり裁判をすることは禁じられていますから（調停前置主義）、調停不成立証明書を家庭裁判所でもらう必要があります。あとは訴状と戸籍謄本を出します。提訴するための費用としては印紙代が8200円、さらに慰謝料請求する場合は慰謝料額におうじて8600円～57600円、財産分与や養育費も請求するのであればそれぞれ9000円、が必要です。その他、切手代や証人を呼ぶ場合の旅費なども必要になりますが、これらの出費については裁判に勝てば相手に払わせることができます。ただし、探偵や弁護士に依頼するときの費用は裁判で勝っても相手側に請求することはできません。訴訟費用に関してはこちらをご覧ください。

離婚裁判を起こすには理由が必要

離婚をもとめて裁判所に提訴するには、調停が不成立になっているという条件の他にも「法定離婚原因」が必要になります。つまり「ただ何となく別れなくなったから」という理由では提訴できず、法で定められた正当な理由が必要ということです。下に法廷離婚原因をまとめておきましたのでご覧ください。

法定離婚原因	内容
不貞行為	夫婦には貞操義務がありますから、夫婦以外の第三者と性的な関係をもつことは許されません。不貞行為、つまり浮気や不倫は離婚理由の代表ともいえます。実際に調停や裁判で争う場合は、ただ浮気していたと主張するだけでは相手に否定されてしまいます。離婚できるかどうかという以外に、慰謝料の額などにも大きく影響してきますので、あくまで「証拠」を取っておくことが重要です。
悪意の遺棄	夫婦としての同居義務、扶助義務、協力義務を果たさないことです。愛人と同棲してしまい家にもどらない、あるいは生活費をまったく渡さない、などが「悪意の遺棄」になります。

3年以上の生死不明	相手の所在はもちろん、その生死すらもが3年以上分からない状態です。この場合は協議や調停のおこないがありませんから、いきなり調停を飛ばして裁判を起こすことができます（調停前置主義の例外）。
回復の見込みがない強度の精神病	精神病については本人の責任という側面はありませんが、夫婦としての共同生活が果たせないレベルであれば離婚原因となる場合があります。どこまでが離婚原因になるケースかの判断は非常に難しく、裁判所としても精神病を離婚原因と認めることについては慎重です。
その他、婚姻を継続しがたい重大な事由	離婚原因の1～4までの条件に当てはまらない場合のことです。これまでの判例では性格の不一致、夫婦間の暴力（ドメスティックバイオレンス）、浪費、性的な異常などが離婚の理由として認められたことがあります。

和解という選択肢もある

裁判を起こせば判決が出るまで待たなければいけないか、といえば必ずしもそうではありません。判決を待たずに和解を成立させ、和解調書を作成して裁判を終了することができます。この場合は判決を待たない離婚となりますので、形式としては協議離婚の一種ということになります。

有責配偶者からの離婚請求が認められたケース

離婚の原因をつくった本人（有責配偶者）からの離婚請求は認められるのか？ 裁判所は長い間、この問題に対して「認められない」という態度をとり続けてきました。しかし最近では、結婚生活が破綻しているのに夫婦関係を続けるのは不自然であるという「破綻主義」の考え方が強まってきたようで、昭和62年には有責配偶者である夫からの離婚請求が裁判所で認められました。とはいえ、このように有責配偶者からの請求が認められるためには条件が必要で、「別居期間の長さ」「未成熟の子供がいるか」「離婚後の生活の心配がないか」「有責性の程度」といった色々な事情をあわせて総合的に判断されるようです。

子供の問題

離婚後の大きな悩みである子供の問題。親権にこだわるあまり、我が子の健全な成長を忘れていませんか？ここでは親権についての詳しい知識と、面接交渉権について解説します。

親権とは？

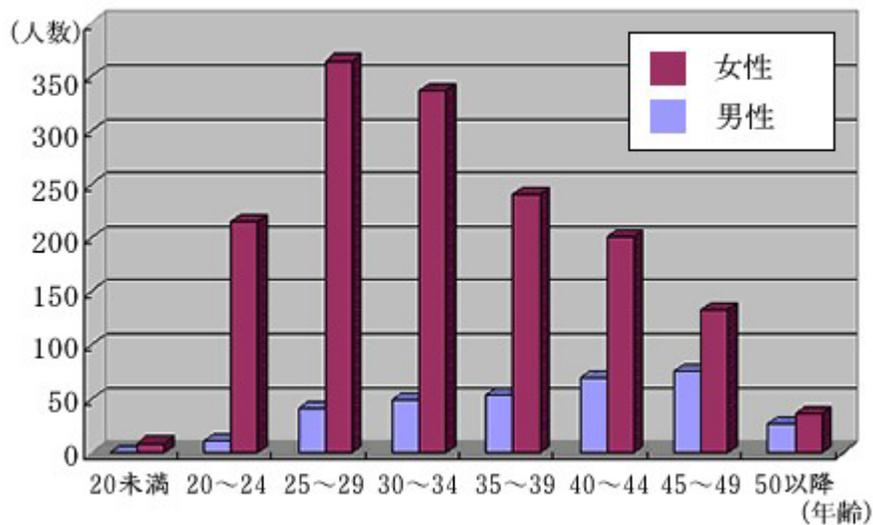
親権とは未成年の子供の世話や教育をする権利（身上監護権）と、子供の財産を管理する権利（財産管理権）のことです。離婚届の書式を見たことがある人なら分かりますが、離婚届には「夫が親権を行う子」「妻が親権を行う子」という記入欄があり、未成年の子が夫婦にある場合はここに記入しないと役場から受理してもらえません。また、親権は必ず両親のいずれかが持つことになり、夫婦いずれもが親権を持つ、またはいずれもが親権を放棄することは認められていません。

親権者と監護者離婚する時に「何が何でも自分が親権をもらって子供を引き取る」と思っている人もいるでしょうが、親権がなくても子供を引き取って育てることは可能です。離婚時に親権者とは別に「監護者」を決めて、監護者になった方が子供の世話をすることができます。監護者は子供の財産を管理することはできませんが、親権だけにこだわって離婚が遅れ、子供の正常な成長に悪い影響がでると思ったら親権を相手に渡して自分が監護者になるという選択もできるでしょう。ただし、離婚届には監護者を記入する欄がありませんから、夫婦の話し合いで監護者を決める場合には公正証書などを作成しておいたほうが無難です。どうしても監護者が決まらない場合は、監護者指定の審判を申し立てることができます。下に簡単に親権者と監護者の違いをまとめてみました。

	権利	離婚届に記載
親権者	監護権 + 財産管理権	必要あり
親権者	監護権	必要なし

親権取得は若い母親が有利

昭和40年くらいまでは男性側（夫）が親権者になるケースが多かったですが、現在は圧倒的に女性（妻）が親権者になる可能性が高く、その割合は80%にもものぼっています。また、親権者を年齢別に見ると、女性では20代・30代が最も多く、逆に男性では40代が最も親権者になりやすいという結果になっています。いずれにせよ親権については女性の方が取りやすいといえるようです。

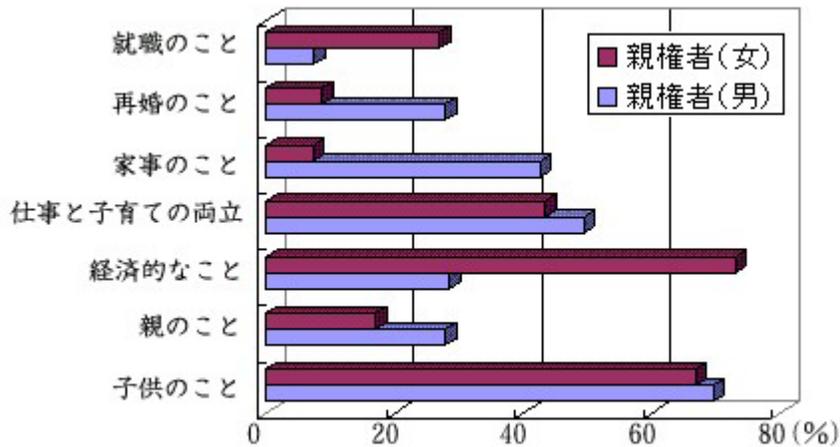


親権者を決める基準

夫婦だけの話し合いでは親権者が決まらない時は家庭裁判所の判断をあおぐことになります。親の事情としては収入と支出、住宅環境、性格、育児に専念できる時間などが判断基準に、また子供の事情としては年齢、性別、子供の意思、父母との結びつきなどが判断基準にされます。子供が10歳未満など幼い時は母親が親権者になるケースが多く、その結果として上記グラフのように「若い母親」の親権比率が父親とくらべて非常に高くなっているともいえます。いずれの場合にしても最優先されるのは子供の正常な成長ですから、いくら若い母親だからといって生活能力がまったくなかったり、育児をないがしろにして遊びまわっていれば親権を与えられる機会は少なくなります。

離婚後の悩みで大きいのは、やはり「子供の問題」

離婚した後の親権者の悩みでは、男性・女性の親権者ともに「子供のこと」が上位にランクされているのが分かります。以下のグラフ（再掲）をご覧ください。



面接交渉権って何？

分かりやすくいえば面接交渉権とは、親権（または監護権）を持っていない方の親が、自分の子供に会う権利です。具体的には特定の日時に子供と会って食事をしたり、宿泊したりすることができます。たとえ夫婦が離婚しても親子の問題とは別ですから、親としてはかわいい我が子に会うことは当然の権利ともいえます。

しかし面接交渉権も、親権の問題と同じように最優先されるのは「子供の福祉」です。したがって、酒に酔って妻に暴力をふるっていたような父親が「親の権利だから子供に会わせろ」と要求しても当然認められるものではありません。このように親が子供に会うことによって子供に悪い影響が出ると認められる場合などは、面接交渉権が家庭裁判所によって制限されることになります。

姓・戸籍の問題

結婚中に「戸籍」を意識することは少ないですが、離婚を考えたとき、特に女性にとっては避けて通れない問題です。後から困らないように、しっかりと学習しておきましょう。

戸籍って何？

「夫婦＋未婚の子供」をひとつの単位として、人の身分関係を記載した公文書のことです。戦前の戸籍は警察目的もありましたが、戦後（昭和22年）に制定された戸籍法による現在の戸籍は、人の身分関係を公示するためだけの制度です。

戸籍謄本って何？

役場での手続き上、戸籍謄本を提出しなければならない場合があります。戸籍謄本とは、ある人が属する戸籍の情報をすべて写し取った重要な文書のことです。この文書には本人の氏名・生年月日などはもちろん、同じ戸籍に入っている人間すべての情報から過去の婚姻・離婚歴などまで細かく記載されていますので、個人のプライバシー保護のために第三者への交付は厳しく制限されています。もちろん離婚を考えている本人たちが交付してもらうのは簡単ですので、手数料（450円）を払って申請すれば役場で交付してもらえます。

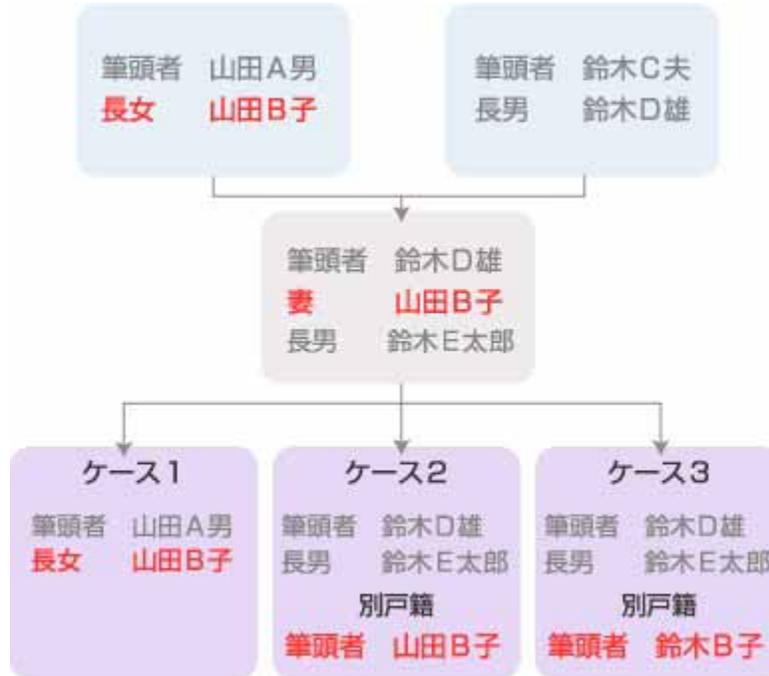
離婚後の姓と戸籍

結婚した時に夫が筆頭者となった新しい戸籍に入るのは女性（妻）の方ですから、離婚した後に面倒な選択をせまられるのも妻の側となってしまいます。

- ・ケース1 旧姓に戻り、実家の戸籍に戻る
- ・ケース2 旧姓に戻り、自分で新しく戸籍を作る
- ・ケース3 結婚時の姓のまま、新しく戸籍を作る

離婚することになった妻には、これら3つの選択があります。

（ただし、子供を自分（妻）の戸籍に入れるためには新しい戸籍が必要なので「ケース1」が選択できません）分かりやすく、鈴木 B子（旧姓：山田）さんが結婚前・婚姻中・離婚後にどこの戸籍へ入るかをイラストで示します。



離婚後に名乗る姓と手続き

離婚すると妻は夫を筆頭者とする戸籍から出なければなりませんので、いろいろな面倒があります。結婚生活の象徴ともいえる結婚時の姓（つまり夫の姓）を名乗るのは心情的にも抵抗があるかもしれません。しかし旧姓に戻しても、そのままでは不都合があります。運転免許証や各種保険などの名義変更には手間がかかりますし、職場での呼び名が変わることもなります。また、子供の親権を取ったものの、子供と自分の姓が違うということにもなります。

離婚後も結婚時と同じ姓をそのまま名乗りたいのであれば「離婚の際に称していた姓を称する届」を役場に出さなければなりません。離婚の日から3ヶ月以内に出すことになっていますが、離婚時に決断ができていれば離婚届と一緒に出して構いません。これに対して夫の側が自分の姓を名乗られることを拒否した場合、その夫の要求が認められた判例もあります。

子供の姓と戸籍を変えるには？

夫婦が離婚しても子供は夫を筆頭者とした戸籍に残るのが原則です。これは妻が子供の親権者になっても変わりません。結婚時と同じように子供を自分（妻）の戸籍にしたい場合は、次のような順序を踏む必要があります。

- 1 . 自分（妻）を筆頭者とした新しい戸籍を作る
- 2 . 家庭裁判所に「子の氏の変更許可申立書」を提出する
- 3 . 姓の変更が認められたら役場に「入籍届」を提出する
- 4 . 自分と子供の姓・戸籍が同じになる

これだけの手続きを経て、ようやく子供の姓と戸籍を自分（妻）と同じにすることができます。男女平等がさげばれている現代でも、離婚という人生の大きな節目においては、まだまだ金銭的・社会的・制度的に女性が不利になるという状況は変わっていないようです。

家庭での暴力

夫婦または恋人からの肉体的・精神的暴力を、一般には「ドメスティックバイオレンス (DV)」と呼びます。DVは離婚問題と深いかわりがある事が多いので、ここでは少し詳しく解説します。

ドメスティックバイオレンスとは？

探偵として仕事をしていると、よく夫婦間での暴力が関係した相談や依頼を受けることがあります。夫が浮気した上に暴力までふるうという相談のケースが大半ですが、たまに「妻を殴っていたら家を出られたから居場所を探してほしい」という夫からの信じられないような相談もあります（もちろんそんな依頼は受けません）。このような暴力絡みの案件は特に最近になって増えてきています。

このように夫婦または恋人からの肉体的・精神的を、一般には「ドメスティックバイオレンス」と呼びます。この英語のことは直接日本語になおせば「家庭内暴力」となりますが、この呼び名はどちらかといえば「親子間での暴力」というイメージが日本で定着してしまっているため、夫婦間の暴力をあらゆる場合には英語の呼び方をそのまま使っているようです。離婚問題と深いかわりがあるため、少し詳しく紹介しておきます。

ドメスティックバイオレンスの種類

ひとくちに暴力といっても、普通にイメージされている「殴る・蹴る」という肉体的な暴力だけではありません。

- 身体的暴力（殴る・蹴る・髪をつかんで引っ張りまわす）
- 心理的暴力（人格を否定するような言葉を繰り返される）
- 社会的暴力（外出や人付き合いを禁止される）
- 経済的暴力（生活費をわたさない）
- 性的暴力（望まない性行為を強要される）

これらすべてがドメスティックバイオレンスと認められています。また、実際のケースでは殴りながら言葉で罵倒するなど、複数の暴力が同時におこなわれることが多いようです。

暴力があたえる影響

専門家の調査によると、ドメスティックバイオレンスには打撲・骨折など外傷の他にも、直接の被害者（おもに妻）や暴力を目撃した子供に幅広い悪影響をおよぼすということです。

身体的影響	殴られたりすることによって身体に傷をうける。
精神的影響	不眠・無気力・自殺願望などが精神的な苦痛を繰り返すことにより発生する。
子供への影響	父親が母親に暴力をふるう場面を見て育つことによって健全な発育が妨げられる。また、暴力を受けた母親の怒りのはげ口として子供が虐待されるケースもある。

暴力は繰り返される

ドメスティックバイオレンスがおこなわれた後、暴力をふるった本人（夫）は一時的に反省し、被害者（妻）に対してとても優しく接する時期があります。これは『ハネムーン期』と呼ばれるドメスティックバイオレンスの大きな特徴です。被害者である妻は「こんなに反省しているんだから今度こそやりなおせるに違いない」と思い込んで本格的な対応が遅れ、結局また同じ暴力が繰り返されることとなります。

また、日常的に暴力を見ながら育った子供は、自分が大人になってからも家庭内で暴力をふるうようになる割合が高いという調査結果もあります。このような「暴力の連鎖」もドメスティックバイオレンスの特徴です。

避難場所と相談窓口

平成14年4月から「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）」が施行されましたが、それでも被害者を公的に救済・支援する機関や制度が十分だとは言えません。まだまだ民間団体の頑張りによって支えられている面も大きいようです。以下に、ドメスティックバイオレンス被害を受けた時の代表的な相談・避難機関をまとめましたので参考にしてください。

おもな相談・避難機関

<p style="text-align: center;">婦人相談所</p>	<p>都道府県に必ず1ヶ所は設置されている公的機関。ドメスティックバイオレンスに関するカウンセリングや相談機関の紹介、被害者や家族の一時保護、被害者の自立支援などを無料でおこなっている。</p>
<p style="text-align: center;">民間のカウンセリング</p>	<p>婦人相談所と同じく、悩みの相談をおこなってくれる民間機関。有料・無料どちらもあ</p>
<p style="text-align: center;">法律相談</p>	<p>各地の弁護士会や行政機関がおこなう法律相談。ドメスティックバイオレンス以外にも、離婚調停や法律手続きなど夫婦関係全般の相談ができる。基本的に相談は無料。</p>
<p style="text-align: center;">民間シェルター</p>	<p>会員からの寄付や会費で運営されている民間の避難場所。非常に低料金(1日1000円など)の料金で利用できるが、定員があるためすぐに入所できるとは限らない。</p>

離婚を考えた場合の対処法

あまりに暴力がひどく、もはや夫婦関係を修復できる見込みがないというケースでは離婚という結論になるでしょう。離婚を前提とした場合、どんな対処をすれば良いのか考えてみます。

暴力の証拠を残しておく

ちょっとした怪我でも医師の診断書をもらう。暴力がおこなわれた直後の散乱した部屋の様子を写真に残しておく。警察や近所の人に助けを求める。いずれも「家族以外の証人を作る」というのがポイントです。

財産分与で不利にならないための対処

ドメスティックバイオレンスから離婚に至る場合は、ほとんどの夫婦が離婚前に別居または家庭内別居の状態になるそうです。夫の性格にもよりますが、別居している間に夫婦の共有財産を勝手に処分(または名義変更)されないように注意したほうが財産分与の時に損をしなくて済みます。できる限り実印や預金通帳は自分が管理して、別居すると決めた時から共有財産も整理しておいた方が良いでしょう。

できるだけ実家へは逃げ込まない

よく言われていることですが、やはり実家へ逃げることはあまりお勧めできません。加害者（おもに夫）は妻の実家の住所を知っていますし、逃げられたことによって逆上して暴力が過激になる可能性もあります。住民票を新しい住所地に移したり携帯電話の請求書送付先を変更するのも危険です。やはり婦人相談所にある一時避難所や、民間のシェルターを利用する方が安全だといえるでしょう（証人を作るという点でも有効です）。

離婚に関するお金の話

離婚とお金の関係

離婚の時に大きな問題となるのは、いつの時代でも「お金」の話です。慰謝料と養育費は雑誌やテレビなどで有名ですが、財産分与・婚姻費用については意外と知られていません。離婚の時に損をしないよう、詳しい知識を身に付けましょう。

離婚の時に支払われるお金

離婚時に支払われる「離婚給付金」は、大きく分けて慰謝料・財産分与・養育費の3つがあります（婚姻費用だけは少し性格が異なります）。慰謝料や財産分与のように一括して支払われる場合は一時金、養育費のように毎月支払われる場合は定期金と呼ばれたりしますが、実態は変わりません。また、慰謝料ということばを嫌って「和解金」と呼ばれることもあります。

よく慰謝料・財産分与・養育費などが混同されていることも多いようですので、それぞれの違いを下の表で整理してみました。

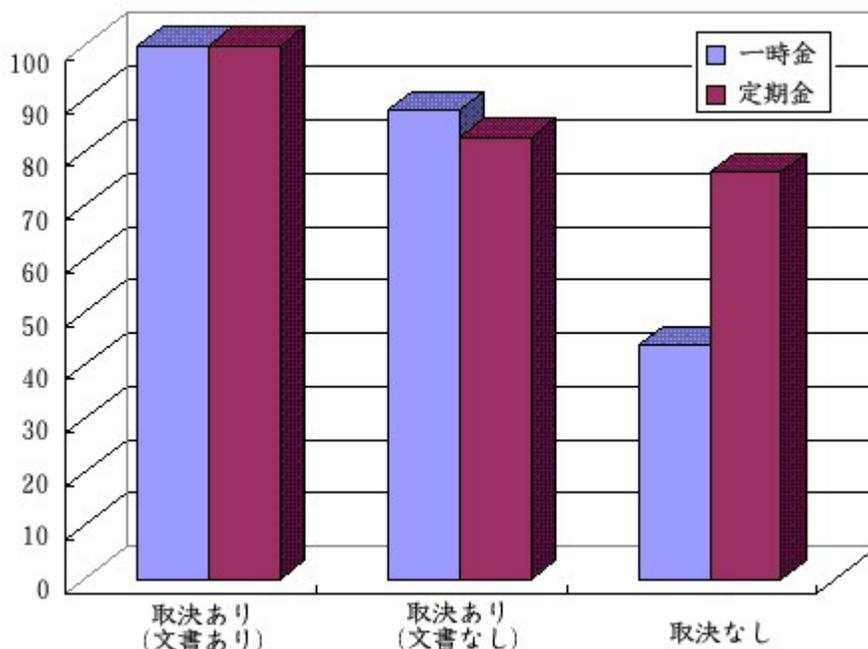
	位置付け	有責側から請求	離婚後の請求
慰謝料	精神的・肉体的苦痛に対する損害賠償	認められない	3年で時効
財産分与	夫婦の協力で得た財産の分配	認められる	2年で時効
養育費	子供が成人するまでの諸費用	認められる	時効なし
婚姻費用	夫婦が生活するうえで必要なお金のこと	認められる	

婚姻費用は、別居している時に問題となる。たとえば無収入の妻が勝手に家を出ていった場合にも、夫は請求に応じて婚姻費用を負担しなければならない。

お金の問題は、きちんと文書で取り決めた方が有利

男性とくらべて経済的弱者である女性側の立場からデータを見てみましょう。離婚する時にもらう金銭を一時金（おもに慰謝料と財産分与）、定期金（おもに養育費）に分けると、一時金の平均は400万円程度、定期金の月額平均は7万円程度となるようです。「そんなにもらえるのか」と思われるかもしれませんが、これはもらっている人の平均金額ですから、実際に一時金も定期金ももらっていない人の割合が大事です。離婚時に支払いの取決めをしていれば、80%近い人が一時金や定期金のかたちでお金を受け取っています。逆に、支払いの取決めをせず離婚してしまった人の場合、90%もの人が一時金・定期金ともに受け取っていません。

金額面でも、やはり取決めをしないで離婚した人は圧倒的に不利です。下のグラフ（再掲）をご覧ください。養育費について「取決めあり・文書あり」の人がもらっている金額を100として、各条件ごとの割合を示しています。ちゃんと文書付きで取決めした人は、一時金も定期金もたくさんもらっているのが理解できることでしょう。



このように、離婚したいという一心で慰謝料も養育費も決めずに終わってしまった人は、とても金銭面で不利になります。離婚後に請求が認められる期間（時効）は、慰謝料なら3年間、財産分与なら2年間、養育費については時効がありません。「どうせ今さら請求しても相手は払ってくれな

いから」とあきらめる前に、何らかの行動を起こしてみる価値はあると思います。

もちろん、一番大事なのは「支払いについて取決めをしてから離婚する」ということです。公正証書のように強制力のある文書として合意内容を残しておくよう、心がけておきましょう。

慰謝料

雑誌記事やテレビでお馴染みの「慰謝料」。離婚すれば絶対にもらえると勘違いしていませんか？ここでは、慰謝料について詳しく説明します。

慰謝料って？

離婚における慰謝料とは、不貞行為や暴力行為などによって傷付けられた肉体的・精神的苦痛に対する代償として相手に請求するものです。財産分与や養育費とは違い、相手側にどれだけ非があるか、つまり有責性が大きな判断材料になります。慰謝料の請求が認められるのは離婚後3年までです。

余談ですが、世間では離婚時の「慰謝料」という呼び名を嫌って「和解金」「解決金」などの名目で支払われることも多いようです。他にも慰謝料を財産分与の中に含めて支払うケースもあるようですが、この場合は「財産分与額に慰謝料も含んで支払いました」という文書を残しておかないと後からもめることになりますので注意しましょう。

慰謝料判断のポイント実際に裁判などで慰謝料額が判断されるには、色々な要素や条件が絡んできます。下の表に、慰謝料を請求する側、支払う側、その両方について代表的な要素をまとめておきました。

請求する側	請求される側	両方
精神的苦痛の程度	不貞や暴力など有責性の程度	婚姻期間の長さ
離婚後の経済的条件	支払い能力や社会的地位	未成熟の子供の存在
婚姻維持のための協力度	離婚をのぞむ気持ちの強さ	親権の問題

慰謝料の相場

芸能人の中には慰謝料が数億円というケースも報道されていますが、不貞行為があった場合でも、通常の夫婦間の慰謝料請求は200万～300万円程度が相場ようです。よく言われている「同居年数×60万円」という数字には根拠があるわけではありません。

高額な慰謝料が認められる条件は、長期にわたる不貞事実があること、相手が尽くしているにも関

わらず一方的に婚姻関係を破綻させた、支払う側に十分な資産・収入があること、などです。

夫婦以外の慰謝料請求 1 ~ 浮気相手への請求

たとえば夫が浮気をしたことが原因で婚姻関係が破綻、離婚になったケース。こんな場合は夫に慰謝料を請求できるのはもちろんのこと、訴訟を起こして浮気相手（女性）に慰謝料を請求することもできます。

精神的苦痛をうけた
浮気が原因で婚姻関係が破綻した

おもに、この2点について浮気相手は責任を負わなければなりません。慰謝料額の金額は、夫婦の結婚期間、子供の有無、不貞行為の頻度や期間、浮気相手の支払い能力や社会的地位、などから判断されます。だいたいの相場としては100万～200万円で、配偶者（この場合は夫）に対する慰謝料額よりも少なくなることが多いようです。

夫婦以外の慰謝料請求 2 ~ 内縁関係での請求

「内縁」とは、結婚の意思をもって共同生活を営みながらも、法的な婚姻の手続きをしていないために正式な夫婦として認められていない男女の関係のことです。法律的には夫婦でないといっても、戸籍上の問題をのぞけばまったく夫婦と同じ生活なわけです。もしも内縁生活を送っている男性の側が、内縁関係にある女性以外と不貞行為をして一方的に家を出ていけば、これは「内縁の不当破棄」ということで損害賠償（慰謝料）の請求ができます。

財産分与

慰謝料ばかり有名になっている一方で、意外と知られていないのが「財産分与」。慰謝料の登場しない離婚はあっても、財産分与は必ずといって良いほど離婚に関係してきます。しっかりと基礎知識を学んでおきましょう。

財産分与って？

財産分与とは分かりやすくいえば、「婚姻生活中に夫婦の協力によって得られた財産を離婚時に清算する」という性格のものです。この他、離婚後の生活に困らないようにするという扶養目的も含まれています。下で分かりやすく整理しておきましたので参考にしてください。なお、財産分与を請求できるのは離婚後2年までです。

財産分与1 ～ 清算的財産分与

財産分与の主要な部分で、夫婦生活の中で得られた金銭・不動産・有価証券などの財産を離婚時に清算することです。夫が働いて得た賃金から不動産を買った場合でも、妻が家事全般をこなすことによって夫が安心して仕事に出かけられた訳ですから、その不動産の名義が夫だけであっても財産分与の対象になります（実質的共有財産）。つまり財産の形成にどれだけ協力できたかという「寄与度」が財産分与のポイントになる訳です。

財産分与2 ～ 過去の婚姻費用の清算

婚姻費用とは夫婦が生活していく上で必要となる生活費のことです。これは財産分与に分類されていますが、実際は「婚姻費用分担請求」という形で、婚姻中に請求されるケースが多いようです。

財産分与3 ～ 扶養的財産分与

財産分与の割合を決めるのは「貢献度」がポイントだと書きましたが、さらに「離婚によって生活が苦しくなる側の生活を他方がサポートする」という面からも財産分与の割合が決まります。離婚時に妻が高齢な専業主婦だった場合や、一方が病気などを患って自活能力を持たない場合などには扶養的財産分与の側面が強くなります。

財産分与4 ～ 慰謝料的財産分与

慰謝料と財産分与は別のものですが、実際の離婚では財産分与に慰謝料が含まれるケースも多いようです。ならば財産分与がなされた後からの慰謝料請求は認められないかといえば、そうとも言い切れません。すでに財産分与がなされた場合でも、その額が精神的損害を補填するのに充分でない

とされ、支払いが認められた判例もあります。

財産分与の相場

なかなか財産分与というのは相場を出すのが難しいですが、家庭裁判所での統計データがあります。あくまで家庭裁判所で調停・審判が成立した人たちの平均金額ですので参考程度にしかありませんが、やはり婚姻年数が増えるほど財産分与の額も増えていることが分かります。

	100万 以下	200万 以下	400万 以下	600万 以下	1000万 以下	2000万 以下	2000万 以上	算定 不能
1年未満	54.6%	22.9%	14.1%	4.2%	1.1%	1.1%	0.0%	1.9%
1～2年	50.6%	25.6%	16.1%	3.3%	1.7%	0.4%	0.4%	1.9%
2～4年	39.8%	24.3%	20.5%	6.2%	3.2%	1.1%	0.2%	4.7%
4～6年	32.7%	21.6%	21.8%	8.2%	6.7%	1.6%	0.9%	6.6%
6～8年	31.9%	17.9%	22.1%	8.7%	6.4%	3.9%	1.3%	7.8%
8～10年	24.9%	17.8%	21.0%	11.7%	9.8%	4.0%	1.9%	8.8%
10～15年	20.7%	14.6%	20.2%	11.8%	10.4%	7.3%	2.9%	12.0%
15～20年	13.9%	12.7%	18.4%	13.0%	11.4%	10.9%	4.6%	15.1%
20～25年	12.2%	10.1%	15.6%	13.6%	14.8%	13.2%	6.4%	14.1%
25年以上	7.5%	7.9%	14.4%	13.6%	17.1%	14.2%	10.1%	15.2%

婚姻期間別 財産分与の取決め額（横軸の単位：円）

婚姻期間ごとに割合の多いマスを黄色で表示しています

分与の対象となる財産

夫婦すべての財産が離婚時に財産分与の対象になるかといえば、そうでもありません。たとえば、以下の財産のうち財産分与の対象になるもの、ならないものはどれでしょう？（夫が外で働き、妻が専業主婦という標準的な夫婦の場合です）

- ・夫婦共有名義の土地
- ・結婚中に夫名義で買った株券
- ・結婚中に夫が相続した遺産

どれが財産分与の対象になるか、お分かりでしょうか？

答えは、以下のようになります。

財産内容	財産分与の対象 に	法律上の呼び名
夫婦共有名義の土地	なる	共有財産

結婚中に夫名義で買った株券	なる	実質的共有財産
結婚中に夫が相続した遺産	ならない	特有財産

このように、財産分与を考える時、法律上は「共有財産」「実質的共有財産」「特有財産」という3つの分類があります。これらについて簡単に解説しましょう。

共有財産：

夫婦の共有名義となっている財産。または共同購入した物品など。もちろん財産分与の対象になる。

実質的共有財産：

たとえば夫の名義となっている財産でも、その財産形成に妻が貢献していたとなれば実質的には夫婦の共有財産となり、財産分与の対象となる。

特有財産：

夫婦いずれかが結婚前から所有していた財産や、結婚中でも親から相続した財産などは夫婦の共有財産とはみなされず、財産分与の対象にはならない。

分与の対象になるかの判断基準

夫婦共有名義の不動産などは簡単に財産分与の対象となるのが分かりますが、なかなか一見ただけでは紛らわしい財産もあります。ここでは、そんな代表例を解説します。

退職金

財産分与の対象になる。結婚前から勤務していれば、その期間分は財産分与の対象から外される。退職まであと何年もある場合は財産分与の対象とならないこともある。

年金

退職金とまったく同様に、離婚ときに年金が支給されている、または近い将来に支給が開始されるようなら財産分与の対象になる。

ローンの支払いが残っている不動産

離婚時までには支払ったうち、元本の返済に充てられた金額が財産分与の対象になる（つまり利息分

の支払いは対象にならない)。

夫婦どちらかによるサラ金の借入

夫婦だからといって支払う義務はない。ただし連帯保証人になっていた場合は支払わなければならない。

保険金

結婚中に満期がきて支払いがおこなわれていれば名義に関係なく財産分与の対象になる。満期が来ていない保険については解約時の払い戻し金を財産分与に組み込むのが普通。

資格

無形の財産だが分与の対象になることがある。夫が司法試験を目指して勉強している間、妻が働いて生活を助けていた場合などがこれにあたる。

へそくり

場合によっては財産分与の対象になる。対象にしたくなければ相手に知らせない方がよい。

別居中に一方が形成した財産

別居しているのであれば夫婦が協力して築いた財産とは見なされないの、離婚する前であっても財産分与の対象とはならない。

分与割合の算定基準

どこまでが夫婦の共有財産が決まったところで、次は夫にどれだけ、妻にどれだけといった分与割合が問題になります。普通は夫が外で仕事に励み、妻が家計をやりくりしてサポートしていくという夫婦関係が多いですから、なかなか妻の方が経済的に直接貢献することができません。財産分与での妻の貢献度が50%になるかどうかを基準として、どんな場合が考えられるかを見てみましょう。

原則として妻の寄与度が50%になる場合

夫婦が共働き、または妻も家業に従事している場合は原則50%になる。ただし能力や実働時間に大きな差があったり、経営している夫の手腕による部分が多ければ50%という原則が認められない場合もある。

原則として妻の寄与度が50%を下回る場合

共働きではなく妻の側が専業主婦であれば、財産形成に金銭的な関与をした、家計を支えるために大きく尽くした、離婚後の生活に不安がある、といった事情がないかぎり50%に届かない場合が多い。

これまでの判例によれば、妻が夫と同等に働きながら家事までもこなしていた夫婦の離婚で、妻の寄与度が60%に達したケースもあります。

財産分与でかかる税金

夫 妻 に財産分与をおこなう場合の課税

	妻(譲渡される側)	夫(譲渡する側)
現金・預金	課税なし	課税なし
不動産	不動産取得税	譲渡所得税

財産分与にかかる税金の特例

- ・結婚中に夫婦間で居住用の不動産を贈与した場合は、譲渡される側(妻)に贈与税をかけられる場合がある。
- ・譲渡した不動産が居住用であった場合は、譲渡する側(夫)に3000万円までの特別控除がある。
- ・分与された財産が社会通念上、明らかに多すぎると認められる場合は贈与税がかけられる。

つまり基本的には非課税ですが、税務署からみて「不正な税金逃れのため」と判断されるようなら課税対象にもなりうる、ということです。

養育費

子供を引き取った母親の多くは養育費をもらっていない。そんな現実を知っていましたか？ 誰もが知っているようで知らなかった「養育費」の知識を紹介します。

養育費って？

自分たちの子供が独り立ちしていくための養育監護は親としての義務です。これは両親が離婚していようと離婚してまいが関係ありません。したがって子供の衣食住、教育などにかかる費用を両親が分担することは当然のことで、そのために子供の監護者でない側の親が監護者である親に養育費を毎月支払うということになります。

養育費の相場

協議離婚の取決めは統計データとして残っていませんが、家庭裁判所で取決めがなされたケースの養育費（夫 妻）を見てみると、子供の数に関わらず毎月2万～6万円を支払うという取決めがほとんどのようです。あとは母親の監護する子供の数が極端に多ければ、やはり増額になる傾向があります。

夫 妻への養育費支払い取り決め金額

子供の数	1万円以下	1～2万円	2～4万円	4～6万円	6～8万円	8～10万円	10万円以上
1人	3.6%	13.0%	50.9%	24.8%	3.8%	2.6%	1.2%
2人	3.2%	6.0%	23.9%	35.0%	14.4%	11.6%	6.0%
3人	1.4%	5.1%	16.2%	26.8%	8.0%	19.8%	22.5%
4人	4.7%	8.1%	12.8%	14.0%	11.6%	10.5%	38.4%
5人以上	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	0.0%	25.0%	50.0%

特に割合の多いマスは黄色く表示しています

養育費の支払い状況

先ほどの養育費取決め金額を見て「ウチは子供が2人だから4万円くらいもらえるのね」と思うのは少し早計です。家庭裁判所で取決めがなされたということは、調停や審判で決められたということですから、離婚全体の90%を占めている協議離婚での取決め額が入っていません。

しかも養育費というのは毎月継続して支払われるものですから、取決めがされただけでは充分でなく「どれだけ実際に支払われているか」が大事です。このあたりを踏まえて、父親・母親が親権者の場合それぞれの定期金（主に養育費）支払い状況を見てみましょう。

親権者の性別 定期金（養育費など）取得状況

取得状況		親権者(男)	親権者(女)
取得している		5.90%	31.90%
	5万円以下	3.20%	10.50%
	5～10万円	1.60%	12.10%
	10～15万円	0.50%	4.50%
	15～20万円	0.00%	0.90%
	20～25万円	0.50%	1.20%
	25万円以上	0.00%	0.70%
	不詳	0.00%	2.00%
取得していない		94.10%	68.10%
定期金		5.8万円	7.1万円
1人当たり養育費		2.5万円	3.6万円

このように、実際に養育費をふくむ定期金を受け取っているのは男性で6%未満、男性よりも経済的に不利なはずの女性でさえ30%程度の人しか定期金を受け取っていません。協議離婚の時でも養育費の取決めをしていれば、70%の女性が定期金を受け取れるというデータもありますので、養育費をきちんと受け取れるかどうかは「いかに離婚前の話し合いをしっかりとっておくか」にかかっているといえます。

婚姻費用

同居している間は意識しませんが、別居しても夫婦である以上、お互いの生活レベルが同等になるよう助け合う義務があります。そんな「婚姻費用」について知っておきましょう。

婚姻費用って？

夫婦が互いに同じレベルの生活をしていく上での生活費のことで、この費用を分担する義務が夫婦にはあります。もちろん普通に夫婦が同居しており、サラリーマンである夫が仕事で給料を得て、専業主婦である妻が家庭内を切り盛りするという場合には婚姻費用の問題を考える必要はありません。

- ・夫婦の一方が家を出て別居状態である
- ・同居していても収入のある方（おもに夫）が生活費を渡さない

という場合に婚姻費用の問題が出てきます。

婚姻費用の相場

なかなか婚姻費用も相場というものは見付かりませんが、家庭裁判所の統計によれば月額4～15万円というあたりが多いようです。支払い側（おもに夫）の一般的な収入や、普通の生活水準を考えればこのくらいの金額に落ち着くのでしょうか。もちろんこれは家庭裁判所で認められたケースだけの数値ですから、実際には一方的に別居されたにも関わらず1円も生活費をもらっていない人（おもに妻）が大勢いることを忘れてはいけません。

家庭裁判所における生活費支払い取決め件数

金額(月)	割合
2万円以下	7.2%
2～3万円	7.1%
3～4万円	4.2%

4～6万円	17.9%
6～8万円	12.2%
8～10万円	16.4%
10～15万円	16.4%
15～20万円	9.8%
20～30万円	6.2%
30万円以上	2.6%
合計	100.0%

婚姻期間別 財産分与の取決め額（横軸の単位：円）

婚姻期間ごとに割合の多いマスを黄色で表示しています

婚姻費用を相手が支払わない時は？

離婚を前にした協議や調停中に、もし夫がまったく生活費を妻に渡さなかったらいわゆる「兵糧攻め」の状態となり、妻としても話し合いどころではなくなります。そんな時は、まず家庭裁判所に「婚姻費用分担の申立」をおこなひましょう。これによって裁判所は夫に対して支払いを命じることができます。ただし、この仮の措置には強制力がないのが欠点です。

調停が不成立になって審判まで進んだ場合は、さらに仮の措置よりも強力な「審判前の保全処分」が夫に対してくだされます。こちらは強制力を持ちますので、とことん夫が婚姻費用の支払いを拒んだ時でも給料の差し押さえなどができます。

いつ婚姻費用を請求すれば良いか？

婚姻費用の請求はできるだけ早くおこなった方が得です。というのも本来は「婚姻費用」という性格上、別居した時点スタートとして現在までの婚姻費用すべてを請求できると思ってしまうそうですが、裁判所は支払いを求める側（おもに妻）からの請求がなされた時点スタートと見なすからです。

有責配偶者からの請求はできる？

たとえば無収入の妻が勝手に家を出て別居状態になった場合、妻から夫への婚姻費用請求はできるのでしょうか？ 答えは「請求できる」です。つまり有責配偶者（このケースでは妻）からの請求も認められるということです。ただし有責性と婚姻費用がまったく無関係かといえどもなく、このようなケースですと妻の有責性に依じて婚姻費用が減額されることとなります。

裁判費用

夫婦の意見が一致せず調停が不成立になれば、争いの場は裁判所へと移ります。「裁判」というくらいだから何百万円も費用がかかるのでは？ そんな疑問にお答えします。

裁判に要する費用

夫婦の話し合いが決裂、調停も不成立、審判もくだされない。そんな状況でも離婚をのぞんでいれば、地方裁判所に離婚訴訟を起こすことになります。まずは提訴するのに必要な印紙代から紹介します。

裁判に必要な印紙代

離婚請求だけの 場合	慰謝料請求もする場合	
8200円	100万円まで	8600円
	300万円まで	22600円
	500万円まで	32600円
	1000万円まで	57600円
	財産分与の請求	900円

上記の印紙代に加え、切手代として約1万円、さらに法廷に証人を呼んだ場合は日当・旅費もプラスされます。これらの諸費用については裁判に勝てば相手方に支払わせることができます（探偵や弁護士に依頼した費用は相手に請求できません）。

弁護士に相談した場合の費用

離婚に関するいろいろな相談を弁護士にする時は、大体30分あたり5000円が相場です。民間の離婚コンサルタントなどがおこなう有料離婚相談も、これに準じた金額になる場合が多いようです。

30分で5000円という費用を高いと見るか安いと見るかは相談する側の気持ち次第ですが、相談しておけば未然にトラブルを防げることもあります。相談したからといって調停や裁判の依頼をしなければならぬことはありませんので、気軽に相談してみるのもひとつの選択肢です。

弁護士に依頼する場合の報酬は？

離婚に関する示談や調停の代理人として、または離婚訴訟での弁護人としてなど弁護士に依頼するケースは決して少なくありません（もちろん自分で済ませることも可能です）。

弁護士に頼むとなると尻込みする人が多いかもしれませんが、どこの弁護士会でも日本弁護士連合会が決めた報酬基準に従っていますから法外な費用を請求される心配は多くありません（全くない訳でもありませんが）。離婚調停や裁判であれば着手金・成功報酬それぞれ20～60万円の範囲におさまるようです。

これとは別に慰謝料などの経済的利益が絡んでくれば、その請求金額によって弁護士報酬も決まります。以下の報酬基準を目安にしてください。

経済的利益の額	着手金	成功報酬
300万円以下	8%	16%
300万～3000万円以下	5% + 9万円	10% + 18万円
3000万～3億円以下	3% + 69万円	6% + 138万円
3億円以上	2% + 369万円	4% + 738万円

事件の内容により30%までの増額・減額が認められる。着手金の最低額は10万円。

弁護士費用が払えないとき

弁護士費用がいくら法外に高くないとはいえ、状況によってはすぐに支払いができない立場の人もいます。そんな人は財団法人 法律扶助協会による「法律扶助制度」を利用することも検討してみてください。日本国憲法32条「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」という規定にのっとり、無料法律相談、裁判費用の立替え、弁護士紹介、書類作成援助などをおこなってくれます。

- ・自分で費用が負担できない（手取り所得が一定額以下）
- ・勝訴の見込みがないとはいえない

上記のような条件が必要になります。

浮気調査 徹底活用！

浮気調査の基礎知識

夫や妻が浮気していると思っても、どうやって証拠を取るかは誰でも悩むところ。どんな証拠が有効なのか、どんな点に注意すべきかを、調査依頼する前に知っておきましょう。

不貞の証拠とは？

いつの時代でも夫婦関係が破綻する原因の代表である「不貞行為」ですが、これは法律的には肉体関係をもった浮気だとされています。つまり調停や裁判で使える決定的な不貞の証拠とは、夫（または妻）が見知らぬ異性と一緒に食事をしている写真だけでは十分といえません。

- ・ 浮気相手と一緒にラブホテルに入る、または出る瞬間の写真
- ・ 浮気相手と車の中で性行為に及んでいる写真

などがあれば決定的な不貞の証拠とみなされることになります。さらに、その不貞行為が一度きりのものではなく、継続性のあるものだと示すことができれば証拠能力が強まって有利になります。

たとえばよくある例で説明しますと、夫が愛人の自宅に頻繁に通っているケース。こんな場合は、ただ夫が女性の家に入っていくところを撮影しただけでは「仕事上の相談だから10分くらいで出てきた」と反論されてしまい、決定的な不貞の証拠として不十分です。

- ・ 夫が女性宅に入ってから、さらに出てくるところも撮影する
- ・ 女性が入り出すところも撮影する
- ・ その証拠を1日だけでなく複数日にわたって撮影する

というような場面を押さえることができれば、たとえラブホテルなどへ行かなくても不貞の証拠として強力なものになります。逆に、盗聴による録音テープ等、裁判所などから直接の証拠として認められない証拠もあります。

このように、不法な手段で得た証拠や、ねつ造が簡単にできるデータは原則として証拠能力がありません（ただし、夫婦間で例外的に盗聴テープが認められた判例はあります）。

それでは直接の証拠以外は全く無意味なのかといえば、そうとも言い切れません。ホテルの領収書などのように単独では弱い証拠でも、矛盾なく積み重なれば有効な証拠になることもあります。状況証拠を浮気している本人に突きつけることで相手が事実を白状し、それを記録等しておけば有利な条件で示談に持ちこめる可能性もあります（実際、そういう例も少なくありません）。

不貞の現場を押さえる以外に、たとえば夫からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の証拠も、医師の診断書を取るなどしておけば調停や裁判になった場合の大きな助けになってくれます。

結局のところ、有利に離婚をすすめようと思えば「相手の有責性」をどのように証明するかがポイントになってくる訳です。自分で対象者を尾行して張り込みまですることはお勧めできませんが、日常生活の中で見付けた不貞の証拠は、できるだけ自分で残しておくよう努力しましょう（同居している場合は、相手に気付かれないよう細心の注意を払ってください）。

浮気の兆候

ここでは、浮気の兆候と思われる挙動の一覧をまとめてみました。参考としてお使いください。

妙にやさしくなった
こちらの行き先や帰宅時刻を聞いてくるようになった
芸能人の好みが変わった
流行を追うようになった
服装の趣味が変わった
仕事が忙しくなったという割に給料が増えていない
心当たりの無い飲食店や宿泊施設の領収書がある
帰宅後、すぐに入浴するようになった
携帯電話やパソコンにロックをかけるようになった
自宅で携帯電話に着信があってもすぐに出ない
自宅でも携帯電話を常に離さなくなった
自宅に無言電話が増えた
すぐに怒り出す、または暴力をふるうようになった
タバコを買うなどと言って短時間の外出が増えた
車の走行メーターが不自然に増えている
車の中に女性のものと思われる毛髪が落ちていた

車の灰皿に普段とは違う銘柄の吸殻が入っていた
 車の中を頻繁に掃除するようになった
 心当たりの無いイニシャルの入った小物を見つけた
 性交渉の頻度が変わった（減った）
 避妊具の数が減っている
 携帯電話の履歴を消すようになった
 掃除をするため部屋に入っただけでひどく怒る

こんなものが証拠になる

無理に携帯電話を見たり手帳を覗いたりすると、相手の警戒心を高めてしまう場合があります。その後の調査に悪影響をおよぼさないよう、充分にご注意ください。

領収書	日時、支払い内容まで詳細にチェックしておく。
写真	もちろん浮気相手と二人きりで写っていればベスト。
手紙	浮気相手からと思われる手紙は残しておく（相手の自筆だと効果的）。
手帳・メモ	ラブホテルの料金や外泊した日付などがメモされていることもある。たいていの場合、ホテル名は頭文字の略称で書かれていることが多いが、対象者の行動範囲にあるホテル名を片っ端から調べれば判明する可能性は高い。たとえば「桃色のラクダ」「MR」「パークヒルズ」「PH」など。

相手に気付かれるような行動は厳禁

いくら証拠集めが大事だからといって、あれもこれもと欲張ってしまうことはお勧めできません。

- ・自分で夫（妻）を尾行してバレた
- ・パソコンのメールを盗み見て、ロックをかけられた
- ・あまりに行き先をしつこく聞いて警戒された
- ・携帯電話の履歴にあった番号へしつこく電話して、電話番号を変えられた

焦るあまり、このような行動に出れば相手はもちろん警戒しますから、この後に探偵へ調査依頼したとしても満足な証拠が得られなくなる危険があります。

浮気しているかどうかという判断は自分でおこない、実際の行動調査はプロにお任せするのが最も賢い方法だと思います。

探偵の調査内容

探偵といえば浮気調査。そのイメージも間違いではありませんが、対象者にまったく気付かれず、浮気相手の情報を集めるのも探偵の得意分野です。探偵には何ができるのか？ ここで概要を紹介します。

浮気調査だけじゃない 探偵の調査

探偵といえば「浮気調査」というイメージが最初に浮かぶと思いますが、本当の仕事はそれだけではありません。

誰が浮気相手か分かっているが、詳細な情報を知りたい。
養育費を払わない相手の給料を差し押さえるために勤務先を知りたい
夫に隠し子がいるかどうかを知りたい

離婚に関係する内容だけでも、こんなにあります。上に挙げた内容は探偵ならば、いずれも相手に知られることなく調べることが可能です。

一例を紹介 探偵の調査

不貞の証拠を取得する

もっとも多いのは、やはり「夫(妻)との離婚を有利にすすめるため浮気の証拠を押さえてほしい」という依頼です。配偶者の不貞といえば法定離婚理由の筆頭で、この証拠があるのとないのでは慰謝料その他に大きな差ができます。調査方法は張り込み・尾行・撮影による行動調査(探偵社によっては機動調査とよぶところもあります)になり、普通の人たちが抱いている「探偵」のイメージに限りなく近い調査がおこなわれます。

浮気相手を特定する

浮気の証拠を取得する以前に、浮気相手が誰なのかまったく分からない。そもそも浮気しているのかどうかさえハッキリしないという場合もあります。基本は怪しいと思われる日時に張り込み・尾

行をおこなう行動調査になります。

浮気相手の素性を調べる

調査の結果として浮気現場を押さえることができたとしても、さらに調査が続くこともあります。浮気相手が既婚なのか未婚なのか、そして勤務先はどこなのか、などの情報があれば有利な立場で慰謝料請求や離婚の手続きをすすめることができるからです。

配偶者の転居先を調べる

たとえば、夫が外に愛人を作ってしまう家を出ていったケース。電話連絡を断たれてしまうと話し合いができない上に、妻としては精神的にも落ち着きません。退社後などを尾行する行動調査で帰宅先を割り出すことになります。

目的別 調査方法

探偵が何を調べるかによって、その調査アプローチは変わってきます。こちらの表にまとめましたので参考にしてください。

- ・行動調査 尾行、張り込みによる現場調査

目的	調査頻度
浮気の証拠取得	
浮気相手の特定	
浮気相手の素性調査	
配偶者の転居先	

とてもよく使う

よく使う

たまに使うこともある

- × 原則として、使わない(例外あり)

調査依頼の手順

探偵に調査を依頼しようとしても何から始めればいいのかわからない。そんな人に、調査を依頼するときの大まかな手順を解説しています。

1	探偵社をさがす	インターネットや電話帳からさがすのが一般的です。広告スペースが大きかったり芸能人が宣伝していても調査能力とは無関係なので注意。
2	見積もりを出してもらう	電子メールや電話などで問い合わせをしてみます。あまりに横柄だったり客の足元を見るような態度であれば依頼を見送った方が無難。できれば複数の探偵社から見積もりを出してもらって比較してみましょう。
3	詳しく相談する	できれば実際に探偵社まで足を運んでみたいものです。事務所の雰囲気や担当者の対応が判断の手がかりになります。依頼を急がせるような探偵社には注意。
4	依頼契約をむすぶ	納得いくまで話し合い、気に入ったら正式な契約となります。高額な浮気調査などであれば契約書類も忘れずにもらっておきましょう。対象者の写真や情報などを探偵社に渡し、いよいよ調査スタートです。
5	調査が完了する	調査終了の知らせが届きます。探偵社によっては電話などで簡単な結果報告もしてくれる場合があります。
6	実費などを清算する	尾行中の電車賃やガソリン代など、この段階で実費の清算を済ませる探偵社が多いようです。普通は1日あたり数千円程度の実費とは思いますが、あまり不自然に高い場合には領収書を見せてくれるよう頼むのも良いでしょう。
7	報告書を受け取る	実費の清算が終わったら、報告書・証拠写真などが依頼者に渡されて調査が終了します。基本的に依頼者が指定した方法(郵送や手渡しなど)で報告書を渡してもらえとは思いますが、できれば依頼前に報告書の送付方法まで打ち合わせをおきましょう。

8	(今後のアドバイス)	これは親切な探偵社だけかもしれませんが、あくまで「おまけ」扱い程度に考えてください。法律知識に強い探偵社なら、その後の離婚に関する戦略など、有益なアドバイスを受けられる事もあります。
---	------------	---

探偵社選びのコツ

所在地のたしかな探偵社を選ぼう

まずは探偵選びについて簡単なアドバイスをひとつ。所在地・連絡先がはっきり書かれている探偵社を選びましょう。連絡先がメールアドレスだけ、フリーダイヤルだけという探偵の中にも、もちろん有能な探偵はいるはずですが、しかし事務所の所在をはっきり書いてある探偵社は「責任の所在をはっきり示しているところ」でもあります。万が一のトラブル時まで考えて、いつでも探偵社と連絡を取れる状態であることがのぞましいと思います。

詳しく説明してくれる探偵社を選ぼう

探偵選びのアドバイスをもうひとつ。料金や調査方法についてきちんと説明してくれる探偵社を選びましょう。これは非常に大事です。中には、たとえば一週間の浮気調査と聞いただけで「それなら料金は120万円です」といった具合に即答する探偵社もあると聞きます。しかし、本当に良心的な探偵社ならばもっと詳しく説明してくれるはずですが、調査員は何名か、何時から何時まで調査するのか、交通費などの追加費用はいくら位かかるのか、失敗する可能性はあるのか、といったところまでは説明してほしいものです。逆に、あまり「それは企業秘密ですから教えられません」とお茶をにごすような対応をされたのであれば、ちょっと疑ってみた方が良いかもしれません。

安すぎる料金には注意

浮気調査が4000円、行方調査が2500円。そんな料金をホームページなどで見かけたら、どう思いますか？ こんな料金を信用して依頼すると、かなりの確率で「調査失敗・返金なし」か「追加料金の請求」が依頼者を待っています。これは悪徳な探偵社に引っかかった典型的な例ですが、調査料金の相場さえ知っておけば騙されずにすんだケースでしょう。先ほど「できれば複数の探偵社で見積もりを出した方が良い」と書いたのも、どのくらいが相場なのかを知っておくためです。

契約書類は必須

平成19年6月以降、探偵業法の施行により、探偵社は、必ず、必要事項が明記された契約書を交付する義務があります。

よって、現在、契約書を渡さない探偵社というのは、それだけで業法違反になるわけですから、非常に問題がある探偵社と言えるかと思います。

また、契約書とともに、領収書も、支払いの証拠となりますので、依頼する時は契約書類・領収書をセットでもらっておく必要があります。

アフターケアは探偵社次第

探偵社によっては調査終了後も依頼者からの疑問・質問に答えてくれるところがあります。しかしそれは親切な探偵社の場合。あくまで探偵社としてはサービスの一環なわけですから、あまり無茶な質問や要求ばかりするのも考えものです。調査終了後は「答えてもらえたらラッキー」くらいの気持ちで連絡してみましょう。

依頼する前に確認しておきたいポイント

調査内容について

- check 1 . 調査員は何名か？
- check 2 . 調査車両は何台か？
- check 3 . どんな機材を使うのか？
- check 4 . 機材料金・写真代・報告書費用は料金内？
- check 5 . 交通費などの追加費用はどのくらい？
- check 6 . 調査の具体的なスケジュールは？
- check 7 . 調査終了から報告書の完成まで何日かかる？

調査してくれる探偵社について

- check 1 . 所在地や連絡先は公開されている？
- check 2 . ちゃんと契約書類・領収書は発行してくれる？
- check 3 . いつでも連絡が取れる状態？
- check 4 . 途中経過は教えてくれる？
- check 5 . 指定した方法で報告書を送ってくれる？

調査料金の相場

ある程度の目安がある弁護士費用にくらべ、探偵に依頼した時の「相場」はほとんど知られていません。ある程度の目安を掲載しますので、依頼する場合の参考にしてください。

調査料金の相場（おもに離婚関係の調査）

ここに掲載された料金は一般的な探偵社の目安であり、この料金での調査成功を保証するものではありません。

	料金	調査内容
行動調査	28万～55万円	張り込み・尾行・撮影による調査を1日6時間(午後5時～午後11時)、月曜日から金曜日まで行って浮気現場の証拠を取得する、合計30時間の調査。調査員2名～3名、撮影機材一式、調査車両1台すべてを含めた合計金額。
	5万～13万円	対象者の勤務先を、早朝からの張り込み・尾行によって割り出す。調査時間は午前6時～午前11時までと仮定。

調査に必要な期間

行動調査

期間は最短1日から、最長で数ヶ月におよぶこともあります。

調査期間を決める要素はいろいろありますので、代表例を以下に載せておきます。

・対象者の浮気頻度

毎日のように不貞行為がおこなわれている場合は1日で調査が終わってしまうケースもありますが（もちろん複数回の証拠を取れた方が圧倒的に有利です）、たとえば対象者が毎月1回くらいしか浮気相手と会わない場合ですと調査が長引きます。

・対象者の職業、行動パターン

たとえば実際の調査では対象者の仕事帰りを狙う場合が多いのですが、普通の会社員なら簡単なことが多いです。逆に、会社へ戻らず直帰（そのまま帰宅）することの多い営業マンだと大変です。そして、さらに大変なのが自営業、または職業不詳というケースです。こういう対象者になれば勤務時間なんてあるようで無いですから、かなり根気よく調査を続けないと浮気の証拠を取るのは困難です。

・対象者の警戒心の強さ

これも意外と探偵を悩ませる要素のひとつです。対象者が尾行を警戒して後ろを振り返ったり、電車を降りるとみせかけてまた乗り込んだりされると尾行するだけでもホネが折れます。対象者が尾行を警戒する原因は、大きく分けて4つあります。「もともと神経質で警戒心が強い」「依頼者が自分で尾行してバレた経験がある」「他の探偵社が尾行してバレた経験がある」「同居している依頼者が、うっかり対象者に調査のことを漏らしてしまう」。こうなってしまうと普通の調査よりも調査員の数を増やしたり、行き先を予想して先回りしたりと、調査が長引いてしまうことになります。

・調査前から分かっている情報量

あたりまえのことかもしれませんが、ある程度は事前に情報があつた方が調査はやりやすくなります。たとえば、夫が浮気しているであろう怪しい曜日や時間帯等、大まかな行動パターンを調べておいて（勤務シフトや休日のパターン）、それを本番の調査に生かすことができます。逆に、なんの情報もない場合は長期戦を覚悟した方がいいかもしれません。

・探偵の調査スキル

たとえば同じ人数・機材・時間を使った行動調査料金が、A社は25万円、B社は50万円としましょう。料金の差はたかだか2倍ですが、B社のほうがA社よりも2倍の調査能力を持っているとは限りません（むしろ逆のパターンが多いような気がします）。なかなか探偵社の実力というのは公開されていませんから、依頼する前に確かめることはとても難しいことです。せめて依頼前の打ち合わせの時に「バイクを使った尾行はできますか？」「暗い場所でも撮影はしてくれますか？」程度のことは聞いておけば参考になると思います。

調査以外のサービス内容

証拠取得のアドバイス

浮気の証拠を、ある程度まで自分で取得するための方法を教えてくれる探偵社もあります。ただし

『浮気調査の基礎知識』の項目でも述べた通り、勝手に相手の携帯電話を覗いたり、自分で尾行したりすれば、無用な警戒心を与えてしまうことにもなります。あくまで依頼者自身がやる証拠収集は「補助的なもの」と心得ておきましょう。

（付録）慰謝料鑑定 無料サービス

ここまで『A & B 慰謝料鑑定離婚相談室』をお読みいただき、ありがとうございました。
最後の付録では、当社が無料でおこなっている慰謝料鑑定サービスの紹介をいたします。

- ・慰謝料の仕組みは分かったけど、自分のケースだといくらになるんだろう？
- ・浮気されて離婚も考えているので、だいたいの慰謝料額を知っておきたい

そんな人にお勧めです。

下記アドレスにアクセスして、ぜひ「**慰謝料鑑定コーナー**」をご利用ください。

『A & B 慰謝料鑑定離婚相談室』Webページ版

<http://www.akai-rikon.com/>

10倍得する離婚の知識 ver1.08

発行者/著作権者 : (株)赤井事務所

URL : <http://www.akai-web.com/>

e-mail : info@akai-web.com

TEL : 072-873-1995(大阪)

042-382-0575 (東京)

この文書に掲載されたすべての内容について、無断転載、複製、
複写、盗用を禁じます。